

追	加	資	料
地	域	振	興
部			
令	和	7	年
7	月	8	日

金町区民事務所における納付済み各種保険料等の消失について

戸籍住民課

令和7年6月12日開催の総務委員会において庶務報告した本件について、進展があったため報告するもの

1 概要

令和7年6月4日に亀有警察署より、本件の被害額の一部について、窃盗罪で金町区民事務所の職員を逮捕勾留していると一報があった。6月16日、当該職員の弁護人を通じて、当該職員が金員を窃盗したことを認め、現在判明している被害額である138万5,219円を支払う意向があると区へ連絡があった。その後、6月20日に被害額全額が区に入金されたことを確認した。

2 財務会計上の処理方法

被害額が収納された歳入科目から、各債権科目へ振替処理を行い、各債権へ充当する。

3 当該職員の処分

当該職員へ事情聴取等を実施し、処分が決定される予定である。

4 賠償責任

地方自治法第243条の2の8に基づく職員の賠償責任については、被害額が収納されたことにより、区の損害が回復されたことから、監査委員に対する監査は求めないものとする。